

森林の保全・整備に関するこれまでの実績 (平成20～23年度)

森林の整備

● 間伐の推進

森林の持つ水を蓄えるなどの公益的機能を維持、回復させるための補助

→ 5,137ha (22,808炭素トンの削減)

● 平地林・里山林の整備

豊かな森林環境づくりを進めるため、地域が主体となって行う保全整備に対する補助

→ 776ha (1,209炭素トンの削減)



約24,000炭素トンの削減
平均的な一般家庭 16,500世帯分の
炭素排出量(1年間)に相当



木づかい運動

● 木造住宅の建築促進

県産材の需要を呼び掛けるための木造住宅の建築に対する補助

→ 県産材住宅建築への補助: 773戸

● 木に触れる機会の創出

公共施設の木造化・木質化や学校などへの木製品導入に対する補助

→ 木造化・木質化: 29施設 / 木製品導入: 110施設



県産材利用を促進することで、
間伐が進み、炭素排出量の削減や
炭素固定に貢献



県民参加の森林づくり

● 県民による森林づくり活動の推進

森林整備に取り組むボランティア団体などに対する補助

→ 延べ119団体

● 森林環境教育の推進

子どもたちが自然観察などができるよう
学校周辺の森林整備や親子で参加する森林体験学習の実施

→ 学校周辺の森林整備: 延べ48校 (参加人数: 7,352人) / 森林体験学習参加人数: 1,651人



森林の整備・保全に対する
県民意識の向上



平成24年度の主な取り組み

● 間伐の推進 (未利用間伐材の搬出・運搬支援の拡充)

林業専用道の開設支援 (延長600m) や、未利用間伐材の運搬経費の一部助成 (材積15,000㎡分) を新たに実施

● 木造住宅の建築促進 (助成対象の拡充)

東日本大震災により被災した住宅再建分150戸を加え450戸への助成を実施

知っていますか、森と湖沼のはたらき ～美しい緑と清らかな水を次世代に引き継ぐために～

県では、平成20年度から森林湖沼環境税を導入し、県北地域や筑波山周辺の森林、平地林・里山林などの身近な緑や、霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川など、豊かな自然環境の保全に5年間の目標を定めて取り組んでいます。

その結果、森林では適切な保全・整備が推進され、地球温暖化防止や水を蓄える機能などが向上しています。また、湖沼・河川では生活排水などが適切に処理され、水質が改善されてきています。



適切な間伐などで、林内が明るく下草が生えている人工林



手入れされず荒廃した
林内が暗い人工林

泳ぐことができた頃の霞ヶ浦 (昭和40年代、天王崎)



アオコが大発生した
霞ヶ浦 (昨年の様子)

森林の 保全・整備のための目標

H20～24の5年間

- 緊急に手入れが必要な森林の間伐
- 荒廃した平地林などの整備

…8,000ha

森林を整備することにより空気中の炭素量を

約37,000炭素トン削減します



平均的な一般家庭 25,300世帯分の
炭素排出量(1年間)に相当

≡ 乗用車 36,000台の

ガソリン消費量(1年間)に相当 (月2回給油 (50リットル/回))



※炭素トン…炭素の重さを表す単位のこと。

湖沼・河川の 水質保全のための目標

H20～24の5年間

- 生活排水適正処理の推進
高度処理型浄化槽設置補助……4,000基
- 農地・畜産からの汚濁負荷の削減
循環かんがい施設の整備……50カ所 ほか

水質保全対策の実施により年間汚濁負荷量を

COD約172トン/全窒素約127トン
全りん約5.3トン削減します



平均的な一般家庭 24,500世帯分の
汚濁(COD)負荷量(1年間)に相当



※COD…化学的酸素要求量。水質汚濁の原因となる
水中の有機物の量を示す。

より良い自然環境づくりのために必要なこと！

森林と湖沼・河川を保全するためには、今後も取り組みが必要な課題が数多く残されています。

森林の保全・整備

- 森林の持つ豊かな機能を維持、回復させるための間伐や平地林などの整備
- 防災機能を高めるための海岸防災林の再生
- 公共施設などにおける県産材の利用拡大
- 木質バイオマスの利用促進
- 森づくり活動や森林環境教育の推進



湖沼・河川の水質保全

- 生活排水未処理世帯（約10万世帯）のさらなる解消
- 農地・畜産からの汚濁負荷削減
- 水質保全に対する意識の醸成
- 霞ヶ浦のりん低下に向けた対策の推進

森林湖沼環境税の仕組み

納める人	茨城県内に住所等がある個人※	茨城県内に事務所等がある法人
納める額	1,000円／年	県民税均等割額の10％／年
納める方法	県民税とあわせて納付	
使いみち	森林の保全・整備…年間約8億円	湖沼・河川の水質保全…年間約8億円

※県民税均等割を納める人と同じです。次の方は、県民税均等割が課税されないため、森林湖沼環境税も課税されません。

- ①生活保護法による生活扶助を受けている方
- ②前年中の合計所得金額が市町村条例で定める金額以下の方
- ③前年中の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡婦・寡夫の方

納める期間は、平成20年度から平成24年度までとなっており、平成25年度以降の取り扱いについては、現在、検討を進めています。

税の仕組みに関するお問い合わせ… 県税務課 ☎029(301)2418
森林に関するお問い合わせ… 県林政課 ☎029(301)4021
湖沼に関するお問い合わせ… 県環境対策課 ☎029(301)2968

湖沼・河川の保全に関するこれまでの実績
(平成20～23年度)

生活排水などの汚濁負荷量の削減

- 高度処理型浄化槽の設置補助
水質汚濁の要因となる窒素・りんをより多く除去できる高度処理型浄化槽の設置に対する補助
→ 4,751基
- 下水道・農業集落排水施設への接続補助
生活排水の適正処理に向けた下水道や農業集落排水施設への接続に対する補助 → 3,677件

COD約204トン
全窒素約120トン
全りん約8トンの削減
(削減量には工場・事業場対策、畜産対策を含む)
CODの削減量は、平均的な一般家庭
29,000世帯分から排出される
汚濁負荷量(1年間)に相当



高度処理型浄化槽の設置補助

農地からの流出水への新たな対策

- 循環かんがい施設の整備・管理
水田からの負荷を削減するため、農業排水を循環利用する施設の整備・維持管理に対する補助
→ 37カ所
- 休耕田を活用した窒素除去
谷津田の休耕田を浄化水田として利用する取り組みに対する補助
→ 10カ所



COD約15トン
全窒素約4.4トン
全りん約0.5トンの削減
CODの削減量は、平均的な一般家庭
2,100世帯分から排出される
汚濁負荷量(1年間)に相当

休耕田で窒素除去



県民参加の水質保全活動

- 市民団体の活動に対する支援
市民団体が行う水辺清掃活動、環境学習などに対する補助
→ 延べ62団体
- 霞ヶ浦湖上体験学習の実施
小中学生を主な対象とした霞ヶ浦湖上での環境体験学習の実施
→ 参加人数29,220人



湖沼・河川の水質保全に対する県民意識の向上



水辺清掃活動の補助

平成24年度の主な取り組み

- 生活排水対策の推進
引き続き、高度処理型浄化槽の設置などを市町村と連携して促進
- 霞ヶ浦のりん低下に向けた対策の推進
りん削減のための新たな浄化施設設置(土浦港での検証事業)、農業集落排水施設から排出されるりん削減対策の実施